

設計施工一括発注方式による
三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事仕様書

令和7年
三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室

1 業務内容

(1) 設計業務

別紙1「設計施工一括発注方式による三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事設計業務仕様書」参照

(2) 施工業務

ア スコアボード撤去及び改修工事 1式

イ 電気工事 1式

(ア) 屋内キュービクル改修工事

(イ) 電源配線配管工事

(ウ) 埋設配管敷設工事

ウ 電気通信工事 1式

エ 各種試験調整 1式

(3) 監理業務

別紙2「設計施工一括発注方式による三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事監理業務仕様書」参照

2 適用基準及び順位

(1) 本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、下記に基づき完全に施工すること。なお、相互間に相違のある場合の優先順位は記載の順序とする。

ア 質問回答書

イ 本仕様書

3 仕様

以下に示す基本性能を備えるものとし、追加性能は提案事項とする。

(1) メインスコアボード

ア フルカラーLED パネル表示機能

(ア) スコアボード表示基本性能

- ① 得点表示部：チーム名（全角3文字以上表示可（4文字以上は自動圧縮表示））、各イニング得点（2桁表示対応）、合計得点、ヒット・エラー数
- ② 選手名表示部（1チーム10人）：チーム名、打者名（フルネーム対応）、守備位置、打順
- ③ 審判名表示（6人）：審判名、ポジション

- ④ 投球数表示
- ⑤ 球速表示
- ⑥ 打者打撃成績、その他インフォメーション・演出表示（動画、静止画、流し文字、広告等）
- ⑦ 経過時間表示

※①～③は全て同時に表示が可能であること。

（イ） 大型映像装置の機能

利用者が持ち込んだ操作端末や電子記憶媒体を利用して VOD 再生等が容易に可能であること。

イ フルカラーLED パネルの仕様・規格

（ア） 画面サイズ：110 m²以上で画面数は3分割以下

※既設建屋を使用して設置可能かつ視認性に優れたものであればアスペクト比は問わない

（イ） フルカラーLED パネルの規格：次の要件を全て満たすものとする。

- ① LED 素子：砲弾型高輝度発光ダイオードまたは SMD 型
- ② ピクセルピッチ：20 mm以下
- ③ ピクセル数：2,500 個/m²以上
- ④ 最小視認距離：20m以下
- ⑤ 文字高さ：560mm 以上
- ⑥ 視認角度：水平±70 度以上、垂直+20 度以上・-30 度以上
- ⑦ 輝度：5,000cd/m²以上

（ウ） その他

- ① LED の輝度調整を自動及び手動で行えること。
- ② 一部分の LED の不具合により広範囲が不点灯とならないこと。
- ③ LED の不具合等を操作端末から検知、確認できること。
- ④ 国内工場にて検査・品質管理を実施するものとする。

ウ その他

（ア） 野球競技において極めて重要な、BSO 判定表示、H・E・Fc 判定表示については、冗長性、堅牢性に留意し、LED パネル表示部とは独立して設置し、判定表示のみでの使用も可能とすること。

（イ） 既存スコアボードの「時計」は撤去し、時計は既設品と同等以上の機能を備えたものを設置し、LED パネル表示部とは独立し常時稼働するものとする。

- (ウ) メンテナンス性に配慮すること。また、シーリング施工等、必要な工事を行うこと。
- (2) サブスコアボード
- 新たな操作機器との互換性と耐久性を確保すること。また、必要に応じ改修し美観に配慮すること。
- (3) サイレン
- 新たな操作機器との互換性と耐久性を確保すること。また、必要に応じ改修し美観に配慮すること。
- (4) 球速測定器等
- 球速測定器（スピードガン等）の新設を提案すること。
- (5) 操作端末等
- ア 放送室内に設置し、全ての操作を一元的に行えるものとするほか携帯しての使用も可能であること。
- イ チーム名は 100 チーム×100 グループ、選手名は 1 チーム当たり 300 名を登録できること。
- ウ CSV ファイル形式等の電子データの持ち込みにより、チーム名、選手名等を容易に取り込めること。
- エ 試合中「ファールボールにご注意ください」等の画面を容易に表示できること。
- オ 全画面表示、一部画面表示、9 : 16 表示等の画面モードの切り替え操作が容易に行えること。
- カ 無停電電源装置（UPS）の設置等、停電や入力電源異常が発生した際に機器やデータを保護する対策を講じること。
- (6) その他共通事項
- ア 電気設備について、必要がある場合は既設設備を改修し、運用上支障のないものとする。また、必要に応じサージ保護デバイス等の設置による雷対策、停電対策等を講じること。
- イ 不具合発生時に速やかに対応できるよう、予備品を納入することとし、表示部交換部品は 1 % 以上、ヒューズ、リレーは現用数の 100 % とする。また、容易にそれらの交換が可能であること。
- ウ 工事の実施に伴い内野（グラウンド）・外野（芝生）に車両等が侵入する際は必要な養生等を行い、工事終了後は現状復旧すること。
- エ 本仕様書に記載のほか、関係法令に基づく必要な届出や申請書並びに

資料作成などを行うこと。

オ 特に維持管理費の低減に関する実施可能な提案は積極的に行うこと。

カ 別紙3「下請契約等に関する特記仕様書」のとおり、積極的に市内業者を活用すること。

4 工事提出書類

(1) 完成図等

次のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は工事監督員の指示による。

- ・製本（完成図）A1 1部、A3 3部
- ・CADデータ（完成図、施工図）

(2) その他

別紙4「提出書類一覧表」参照

5 打合せ協議等

打合せ協議については、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）が立ち会うものとする。また、打合せ内容（関係機関協議含む）については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記載し、発注者及び受注者が相互に確認しなければならない。

6 工事関係車両

受注者は、工事関係車両について、第三者から見て本工事関係車両であることが分かるよう、車両の見やすい位置に施工業者名等を明示すること。

また、一般公道における工事関係車両の通行については、法定速度を遵守し、周辺住民及び道路利用者の安全に十分配慮し、マナーを守って通行すること。

7 周辺環境への配慮

施工に当たって使用する作業機械は、低騒音型及び排出ガス対策型とすること。また、ほこり、騒音、振動、水質汚濁等、工事が原因で考えられる周辺環境への影響について、受注者は、状況に応じ必要な対策を講じなければならない。

8 苦情処理

工事に関する苦情等について、受注者は、早急な解決に向けて、誠意を持って対処すること。発注者はこれに協力するものとする。

9 報告

受注者は、発注者に報告すべき事案が発生した際は、速やかに書面により報告すること。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

10 廃材処理

受注者は、工事に伴い生じた廃材等の廃棄に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、適正に処分すること。

11 特記事項

- (1) 本仕様書に記載する機器の構成・機能・性能は最低仕様とし、同等以上の機能を有すること。また、耐震・防水・避雷対策を十分に配慮すること。
- (2) 納入する表示部の備品は、最低10年間の部品供給及び修理対応が可能な物とし、納入メーカーが保証すること。
- (3) 納入するスコアボード表示部及び専用の制作ソフトウェアは、国内プロ野球を開催する地方球場等への納入実績を有するメーカーの製品を導入すること。
- (4) 納入メーカーは、土日祝日も含め施設利用時間内（午前9時から午後9時まで）においてのトラブル等の通報に対応できる体制を有すること。
- (5) 緊急対応、保守点検の体制について、地元業者を積極的に活用するよう配慮すること。
- (6) 改修することにより積載荷重の増加、既存構造体の欠損等がある場合は補強、改修等の適切な処理を行うこと。
- (7) 実施設計完了後、発注者の承認を取ること

12 その他

- ・資格が必要な工事の施工にあたっては、関係法令に基づき、資格を有する者により施工を行うこと。
- ・本仕様書及び図面等に明記がなくても、本工事の目的・機能等に照らし当

然に必要なことは、受注者の負担と責任において対応すること。

- ・ 施工において善良な注意義務を怠り、それに関連して第三者に損失が生じて加害者が特定できない場合は、受注者がその責務において損失を補填するものとする。
- ・ 施工において、既設構造物に影響を及ぼさないよう細心の注意を払い行うこと。また、工事現場内及びその付近において、工事により影響を及ぼす恐れのある場合は直ちに作業を中止し、発注者と協議すること。なお、必ず施工前の写真を撮影すること。
- ・ 下請け契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにすること。
- ・ 本工事の施工にあたっては、他の工事や公園、球場の維持管理作業との協議・調整等が必要な場合、協議・調整等を十分に行い、工事の円滑な進捗を図ること。
- ・ 事前に現地を十分確認すること。
- ・ その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。
- ・ 工事監理者、管理技術者は、工事検査、会計実地検査、瑕疵検査、1年点検及び2年点検等に際して、発注者の求めに応じ立ち会うものとし、必要に応じて関連資料の作成及び説明を行うものとする。また、本項の規定は契約終了後も対象とする。
- ・ 工事施工開始日に関しては球場の利用があるため、別途通知する。
- ・ 工事施工完了後、操作説明会を令和9年3月10日までに施設管理者、所管課、工事監督員立会いのもと実施すること。